

いわき市における総合評価方式の実施について

1 総合評価方式の実施の背景

近年、公共工事の入札においては、全国的に公共事業費の減少が続く中で競争の激化に伴う低価格での入札が増加しており、その結果として、手抜き工事、下請け業者へのしわ寄せ、安全対策費用の削減などの弊害が懸念される状況が生じていました。このような中、平成17年4月1日に、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、公共工事について、技術力と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の取組が求められるようになりました。

総合評価方式は、一般的に、談合の防止や品質の確保が図られるなどのメリットがあるとされていることから、本市においても、平成21年1月以降に入札公告した建設工事の案件で一般競争入札の方法により発注するものの一部について適用を開始しています。さらに、平成22年9月には、本市発注の公共工事の一層の品質確保等を図る観点から、総合評価方式の内容を拡充した上で、適用対象も拡大して実施することとなりました。

しかしながら、東日本大震災の発生により、早期復旧・復興事業を図る観点から、総合評価方式の適用については当分の間、工事内容の特殊性等を考慮して選定したものに限りこととしていましたが、「復興・創生期間」の終了に伴い、令和3年4月1日より対象案件等を一部改定したうえで、総合評価方式による入札を実施することとします。

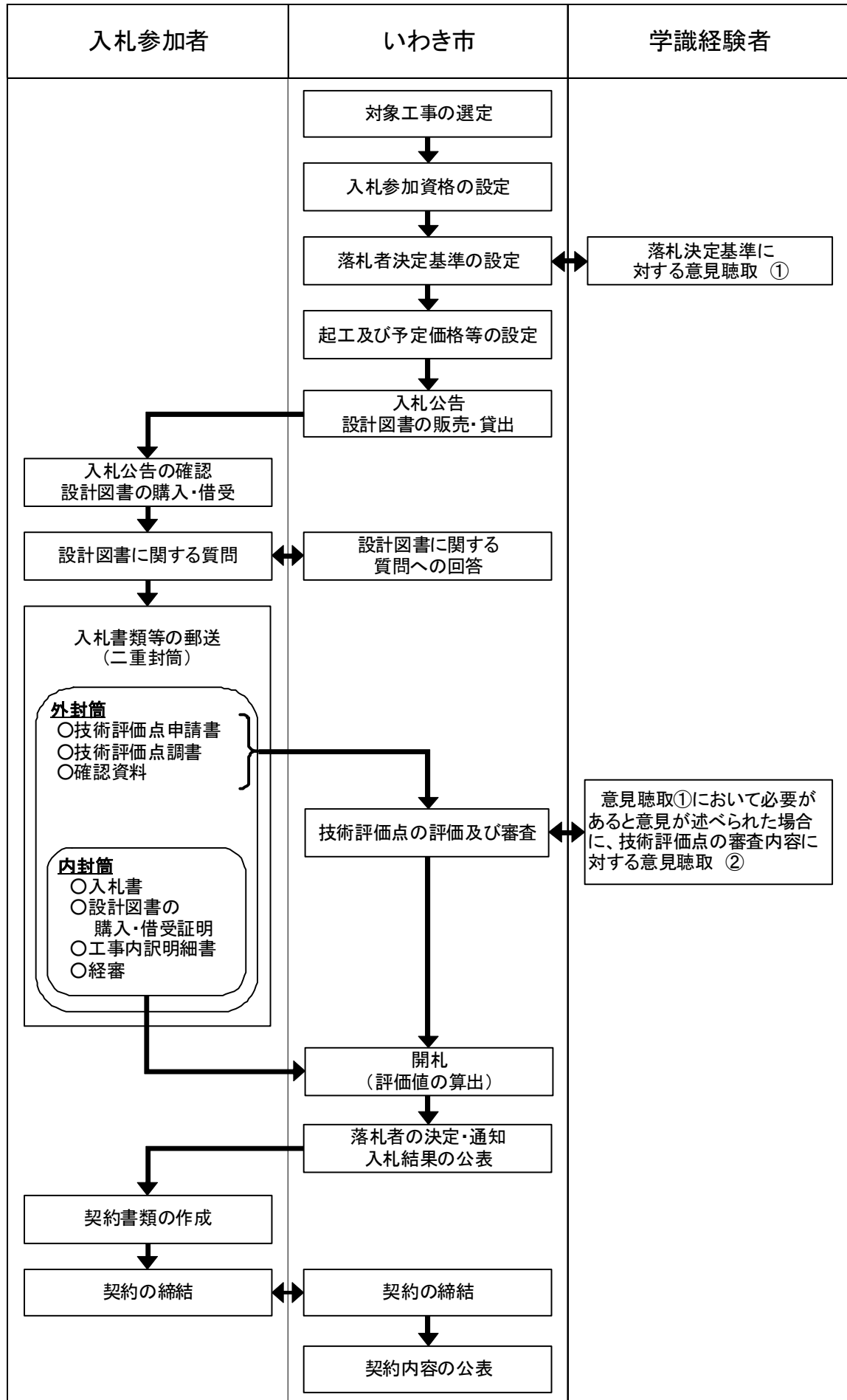
(令和7年4月1日より「特別簡易型」を新設しました)

2 制度の概要

項目	内容
対象案件	一般競争入札を実施する建設工事で、1件当たりの設計金額が5,000万円（建築一式工事においては7,500万円）以上のもののうち、総合評価方式で実施することに相当の理由があるとして選定されたものを対象とします。
型式	<ul style="list-style-type: none"> 標準型（設計金額が1億5,000万円以上で施工上の技術提案を求めるもの） 簡易型（設計金額が7,500万円以上で技術提案を求めないもの） 特別簡易型（設計金額が5,000万円以上7,500万円未満のもの）
評価項目及び加算点	<ul style="list-style-type: none"> 標準型 25項目（73.5点） 簡易型 24項目（53.5点） 特別簡易型 12項目（29.5点）
評価値の算出方法	$\frac{\text{技術評価点（標準点（100点）＋加算点）}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$ <p>※ 評価値を算出する式の「×1,000,000」は評価値を見やすくするためのもの。</p>
落札者の決定方法	入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準に該当しない者のうち、評価値が最も高い者（評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより決定）
確認書類の提出時期	入札書の郵送時

(令和8年4月1日)

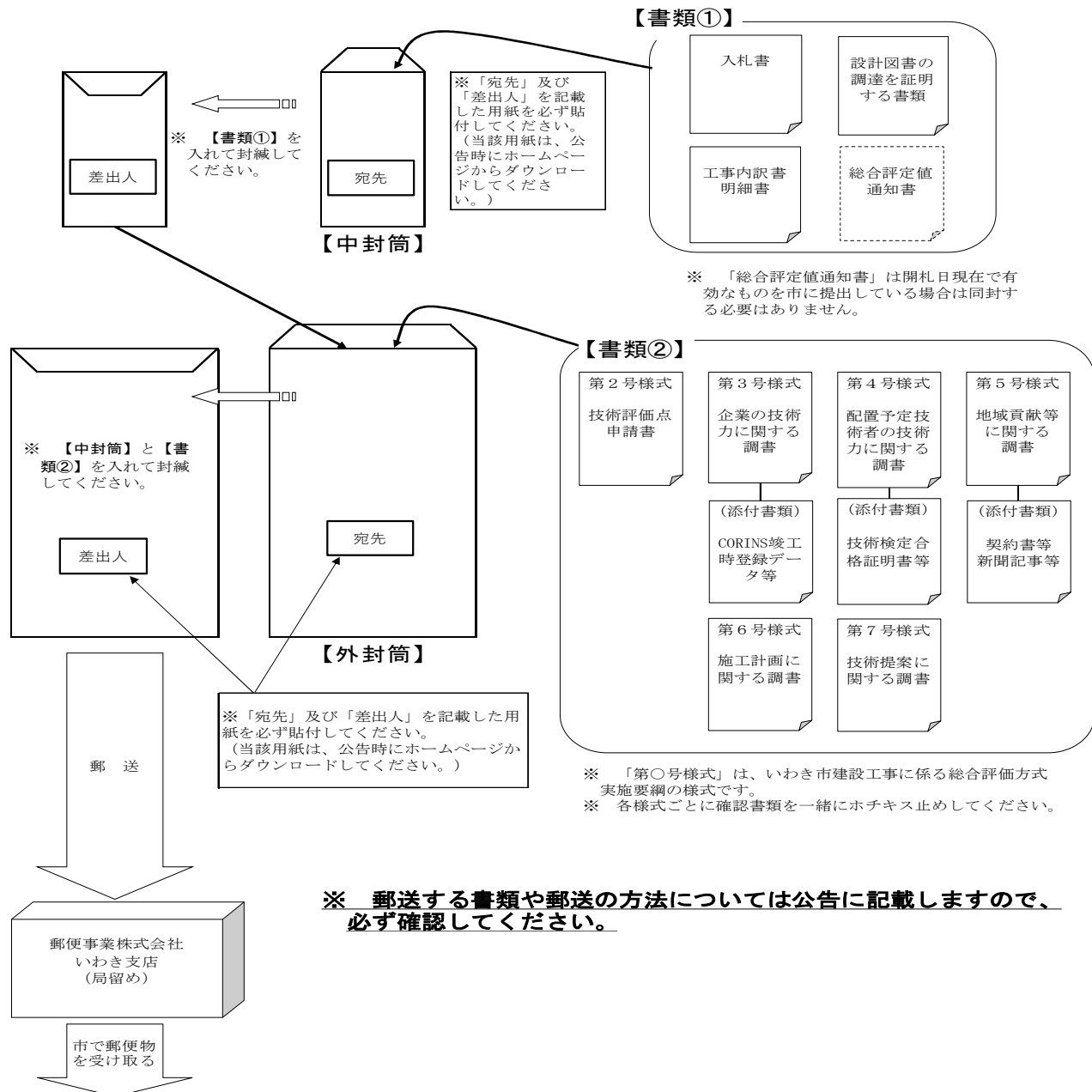
3 総合評価方式に係る事務手続の流れ



4 入札参加に係る郵送手続について

※ 通常の一般競争入札と総合評価方式では、次のような違いがあります。

- 1 入札書のほか、評価に関する書類も併せて郵送していただく必要があります。
- 2 郵送時には、入札書等（下図の【書類①】）は【中封筒】に、当該【中封筒】と技術評価点申請書等（下図の【書類②】）は【外封筒】に入れてください。



市における受け取り後の流れは、概ね次のとおりです。

- 1 【外封筒】を開封して【書類②】を取り出し、それらに基づいて技術評価点を審査します。
 ※ 審査には2週間程度かかります。
- 2 開札日に【中封筒】を開封し、1により算出した技術評価点と入札価格から「評価値」を算出します。
 ※ 評価値 = (技術評価点 / 入札価格) × 1,000,000
- 3 入札参加者の「評価値」を比較し、最も高い「評価値」の者を落札者とします。
 ※ 予定価格の制限の範囲内で、かつ失格基準に該当しない者のみ「評価値」を算出します。
 ※ 最も高い「評価値」の者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。

5 落札者決定基準等

(1) 評価の方法

入札参加者が提出した申請書等に基づき各評価項目を点数化した得点の合計（標準型については63.5点、簡易型については43.5点、特別簡易型については28.5点を上限とする。以下「加算点」という。）に標準点である100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札価格で除して得た数値の大小をもって行います。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点 (標準点 (100点) + 加算点)}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

※ 評価値を算出する式の「×1,000,000」は評価値を見やすくするためのもの。

(2) 落札者の決定

落札者等は、入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準に該当しない者のうち、上記(3)により得られた評価値が最も高い者とし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより決定します。

【落札者決定の例】

評価項目	配点	A社	B社	C社	D社	E社
企業の技術力	10.0点	6.0点	5.0点	4.0点	6.0点	8.0点
配置予定技術者の技術力	5.0点	4.0点	4.0点	3.0点	2.0点	3.0点
地域貢献等	14.5点	9.5点	10.0点	11.5点	6.0点	5.0点
施工計画	10.0点	8.0点	8.0点	6.0点	5.0点	4.0点
技術提案	20.0点	13.0点	15.0点	18.0点	11.0点	16.0点
加算点合計(A)	59.5点	40.5点	42.0点	42.5点	30.0点	36.0点
標準点(B)	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点	100.0点
技術評価点(C)=(A)+(B)	159.5点	140.5点	142.0点	142.5点	130.0点	136.0点
順位		3	2	1	5	4

入札価格(D)	178,000,000	187,000,000	190,000,000	175,000,000	176,000,000
順位	3	4	5	1	2

評価値(F)=(C)/(D)*1,000,000	0.7893	0.7593	0.7500	0.7428	0.7727
順位	1	3	4	5	2

入札結果	落札	—	—	—	—
------	----	---	---	---	---

落札者決定について、標準型の総合評価方式で行った案件に、A社からE社の5者が参加した場合を例にとって説明します（技術評価点及び入札価格は、一覧表のとおりであり、便宜上、すべての入札価格が予定価格の制限の範囲内で失格基準に該当しないものとします。）。

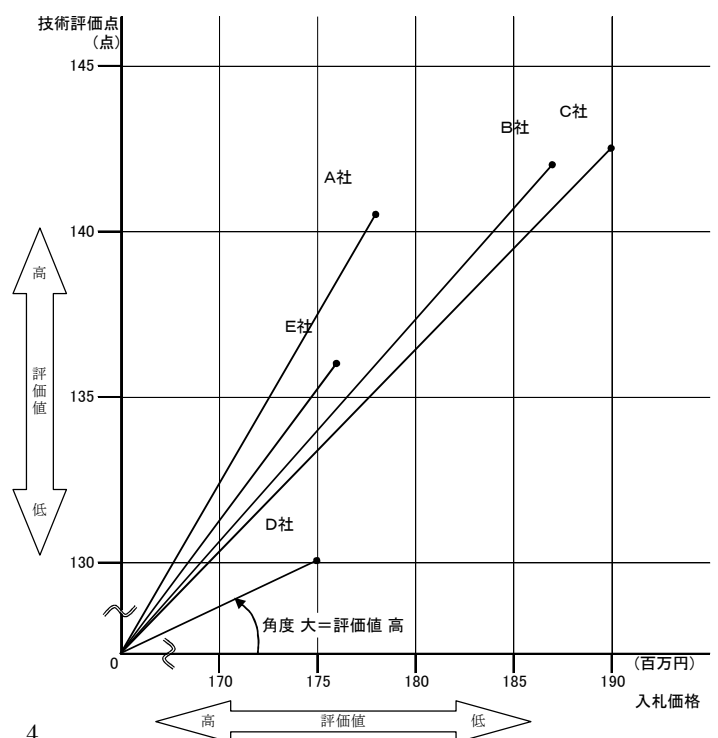
評価値の大小は、右図の評価のイメージにおいて、角度の大小で表されます。すなわち、技術評価点が高くなるほど、又は入札価格が低くなるほど、角度が大きくなり、評価値が高くなります。

D社は、入札価格が最も低く、従来的一般競争入札であれば落札者となりますが、技術評価点が低いため、角度が大きくなりません。

C社は、技術評価点の得点が最も高いですが、入札価格が高いため、角度が大きくなりません。

落札者は、最も角度が大きい（評価値が最も高い）A社となります。

(評価のイメージ)



6 入札情報等の公表

(1) 入札公告

入札公告文は、本庁及び各支所の掲示板に掲示するとともに、契約課窓口において閲覧に供し、及び市ホームページに掲載します。

入札公告には、当該工事が総合評価方式の対象工事であること、総合評価方式に関する評価項目及び評価基準、総合評価の方法及び落札者の決定方法を明示します。

(2) 設計図書

入札公告後に、契約課窓口において閲覧及び貸出、契約販売店において販売を行います。

(3) 質問等への回答

一般競争入札の手續に準じます。

(4) 入札結果

入札結果は、総合評価方式入札結果（第8号様式）及び総合評価方式評価結果（第9号様式）により公表します。ただし、施工計画や技術提案の内容については、提案者の知的財産に関わるものであることから、非公表とします。

7 評価内容の担保

落札者が入札時に提示した施工計画、技術提案、建設キャリアアップシステムの利用及び市内業者の活用等については、契約内容の一部として履行義務が生じます。したがって、その履行ができなかった場合は、市と請負者の責任の分担とその内容を明らかにした上で、請負者の責による場合には、次のとおり取り扱われます。

(1) 入札参加資格制限

内容に応じ、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱の規定に基づく指名停止措置の対象となります。

(2) 工事成績評定点

いわき市工事成績評定要綱に基づき、工事成績の評定においてマイナス判定の対象となります。

8 工事費内訳明細書

今回の総合評価方式の拡充に併せ、入札価格の積算根拠を明確にすることで適正な見積作業を促し、ダンピング防止や工物品質の確保を図る観点から、一般競争入札により契約するすべての案件を対象として、入札参加者から入札時に工事費内訳明細書の提出を求めることとします。

なお、請負者については、いわき市工事請負契約約款第3条第1項の規定に基づき、契約締結後14日以内に詳細な工事費内訳明細書を提出することとなります。